

綾瀬市就学援助要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒又は就学予定者(11月1日現在綾瀬市に住所を有し、翌年度に小学校への入学を予定している者をいう。以下同じ。)の保護者に対し、就学に必要な援助(以下「就学援助」という。)を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要保護者 生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「保護法」という。)第6条第2項に規定する要保護者のうち、同条第1項に規定する被保護者、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)による保護の措置を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条に規定する支援給付を受けている者をいう。
- (2) 準要保護者 要保護者に準ずる程度に困窮していると綾瀬市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認める者をいう。

(対象者)

第3条 就学援助の対象者は、綾瀬市立の小学校及び中学校(以下「綾瀬市立小中学校」という。)に在籍(綾瀬市学校教育法施行細則(昭和56年綾瀬市教育委員会規則第21号)第9条第2項の規定により教育委員会から綾瀬市立小中学校への区域外就学を承諾された場合を含む。)している児童生徒並びに綾瀬市に住所を有し、国立小中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)、私立小中学校その他教育長がこれらに準ずると認めるもの(以下「国公立小中学校」という。)に在籍している児童生徒又は就学予定者の保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要保護者
- (2) 準要保護者

(準要保護者認定基準)

第4条 第2条第2号に定める準要保護者とは、就学援助の給付を受けようとする者が保護する児童生徒又は就学予定者が属する世帯の全ての世帯員(以下「世帯全員」という。)に係る給付を受けようとする年度の前年分の総所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第22条第2項に規定する総所得金額をいう。以下同じ。)の合計額(以下「前年所得金額」という。)が、生活保護法による保護の基準

(昭和38年厚生省告示第158号)に基づき算定した年間の最低生活費を1.4倍した額(以下「所得限度額」という。)以内である者とする。

(準要保護者認定基準の特例)

第5条 前条の規定にかかわらず、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要と認めるものに対し、第2条第2号に規定する準要保護者に決定することができる。

(1) 保護者又は主たる生計維持者の失業等により、世帯の収入が皆無となった、又は著しく減少したと認められ、かつ、第9条第1項に規定する受理日時点の世帯全員に係る収入金額を基に算出した総所得金額の見込額の合計額が所得限度額以内である者

(2) 災害その他特別の事情がある者

(3) その他教育長が特別の理由があると認める者

2 前項の規定により準要保護者として決定を受けた者が、前項に定める状態が解消された場合には、第10条第1項の規定により教育委員会に届け出なければならない。

(対象経費等)

第6条 就学援助の対象経費及び当該対象経費ごとに定める対象者並びに金銭給付の額は、別表のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる対象経費は、当該各号に定める者には給付しないものとする。

(1) 新入学児童生徒学用品費等 第9条又は第9条の2の規定により定められた就学援助の期間の始期が4月2日以降である者

(2) 入学準備費(小学校第6学年に限る。) 第13条第1項の規定により就学援助の認定が取消しになった者で、取消し日の前日が10月31日以前であるもの

(3) 通学費(通学区域(綾瀬市公立学校通学区域規則(昭和52年綾瀬町教育委員会規則第1号)第2条に規定する通学区域をいう。以下同じ。)外の小中学校への通学に要するものに限る。) 通学区域外の小中学校に在籍する児童生徒の保護者

2 前項の場合において、宿泊を伴う校外活動に係る校外活動費及び修学旅行費の給付については、受給者に係る第9条に定める就学援助の期間に当該対象経費の給付対象となる学校行事の実施日が1日以上含まれるものを対象とする。

3 第1項の規定にかかわらず、他の市区町村又は在籍する学校の設置者から、就学援助制度により別表に定める対象経費に相当する経費の援助を受けているときは、当該対象経費を給付しないものとする。

(対象経費等の特例)

第6条の2 教育委員会は、就学予定者の入学準備費に係る就学援助(以下「入学前就学援助」という。)を受けている者(第9条第1項の教育委員会が定める日まで就学援助を申請した者に限る。)について、入学前就学援助を受けた翌年度に別

表の小学校第1学年に対する新入学児童生徒学用品費等の金銭給付の額が増額されたときは、新入学児童生徒学用品費等を給付することができる。この場合において、新入学児童生徒学用品費等として給付する額は、既に給付を受けた入学準備費の額と増額後の小学校第1学年に対する新入学児童生徒学用品費等の給付額の差額とする。

(申請)

第7条 就学援助を受けようとする者(要保護者を除く。以下「申請者」という。)

は、就学援助申請書(第1号様式)に前年所得金額を証明する書類(課税台帳で確認できる場合は除く。)及び次の各号に定める書類のうち教育委員会が指定した書類(以下「添付書類」という。)を添えて、教育委員会に申請しなければならない。ただし、第1号の書類については、次条第1項の規定により準要保護者として認定されている場合で、期間を引き続いての次回以降の認定に係る申請においては、住所に変更がない場合に限り提出を省略できるものとする。

(1) 借家、借間及び借地の場合は、家賃、間代及び地代の金額が確認できる書類

(2) 失業等の場合は、失業等の事実が確認できる書類

(3) その他状況に応じて教育委員会が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、申請者は、自らが保護する児童生徒が綾瀬市立小中学校に在籍するときは、当該綾瀬市立小中学校の学校長に就学援助申請書及びその添付書類を提出することができる。この場合において、学校長が受理した日を教育委員会に申請した日とみなすものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、入学前就学援助を受けようとする申請者は、就学援助申請書(就学予定者用)(第1号様式の2)に添付書類を添えて、教育委員会に申請するものとする。

4 第1項及び前項の申請は、援助を受けようとする年度の2月末日(土曜日又は日曜日にあたる場合には、その翌開庁日)までに行うものとする。ただし、教育長が特別の理由があると認める者を除き、入学前就学援助の申請者については、援助を受けようとする年度の11月末日(土曜日又は日曜日にあたる場合には、その翌開庁日)までとする。

(決定等)

第8条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、第4条に定める基準等により適否を決定したときは、就学援助認定通知書(以下「認定通知書」という。)又は就学援助否認通知書(以下「否認通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

2 要保護者に対する就学援助の決定は、福祉事務所長その他の保護の要否を決定する者からの生活保護等世帯に関する報告その他の保護等の事実を証する書類(以下「保護報告等」という。)に基づき行い、認定通知書により保護者に通知するものとする。

3 教育委員会は、前2項の規定により就学援助（入学前就学援助を除く。）を決定したときは、前2項に定める決定の内容が記載された一覧により学校長に通知するものとする。

（就学援助の期間）

第9条 準要保護者の就学援助（入学前就学援助を除く。）の期間は、第7条の規定による申請を教育委員会が受理した日（同条第2項の規定により学校長に提出した場合は、同項の規定により教育委員会に申請したとみなす日。以下「受理日」という。）の属する月の初日（教育委員会が定める日までに申請したものにあっては、4月1日とすることができる。）から当該年度の3月31日までとする。ただし、受理日の属する月に綾瀬市立小中学校へ転入学又は編入学した者については転入学日又は編入学日から、国公立小中学校に在籍し、受理日の属する月に綾瀬市へ転入した者については転入日から当該年度の3月31日までとする。

2 要保護者の就学援助の期間は、第8条第2項に定める保護報告等で示される生活保護等開始日の属する月の初日（前年度より継続して要保護者である者については、4月1日）から当該年度の3月31日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、前条第1項の規定による決定の日までの間に第3条に定める対象者に該当しなくなったときは、就学援助の期間を第3条に定める対象者に該当しなくなった日（対象者の保護する児童生徒の転学により第3条に定める対象者に該当しなくなった場合は、最終在籍日）までとする。

（援助の期間の特例）

第9条の2 前条第1項の規定にかかわらず、保護法第26条による保護の廃止をされた者（入学前就学援助を除く。）が、教育委員会が別に定める期間において第7条第1項及び第2項による申請を行ったときは、当該申請に係る援助期間の始期は、保護の廃止日の前日の属する月の翌月の初日とする。

（変更の届出等）

第10条 就学援助を受けている者（以下「受給者」という。）は、就学援助申請に係る事項に変更が生じたときは、就学援助費受給者変更届（第2号様式。以下「変更届」という。）により速やかに教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、前項及び第5条第2項の規定により受給者から変更届が提出された場合又は就学援助の認定に係る事項の変更を把握した場合で、就学援助の継続について再審査が必要と判断するときは、受給者に必要書類の提出を求め、第4条に定める基準により再審査するものとする。

3 前項の規定による再審査を行うときは、就学援助の継続が認められるまでの間について、就学援助を停止することができる。

4 前項の規定による停止をしたときは、受給者に対し就学援助保留通知書により通知するものとする。

5 第3項の規定による停止をした場合で、就学援助を再開するときは、受給者に対

し通知するものとする。

(認定の変更)

第 1 1 条 受給者のうち、第 8 条第 1 項により準要保護者と認定された者（入学前就学援助の認定を受けた者を除く。）が要保護者となったときは、保護報告等で示される生活保護等開始日の属する月の初日から要保護者へ就学援助の認定を変更する。

2 教育委員会は、前項の規定により就学援助の認定を変更したときは、就学援助認定通知書により受給者に、変更の内容が記載された一覧により学校長に通知するものとする。

(異動の報告)

第 1 2 条 学校長は、受給者の保護する児童生徒の転学等により学籍の異動があった場合は、速やかに就学援助児童生徒異動報告書（第 3 号様式）により教育委員会に報告するものとする。

(事情変更による就学援助の認定取消し)

第 1 3 条 教育委員会は、申請者又は受給者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、当該各号のいずれかに該当するに至った日（受給者の保護する児童生徒の転学により第 1 号に該当するに至った場合は、最終在籍日）の翌日以降における就学援助の認定を取り消すことができる。

(1) 第 3 条に定める対象者に該当しなくなったとき。

(2) 援助をする必要がなくなったと認められるとき。

(3) 第 1 0 条第 2 項の規定による再審査により、前年所得金額が所得限度額を超過するとき。

2 前項の規定により就学援助（入学前就学援助を除く。）の認定を取り消したときは、就学援助認定取消通知書により受給者に、就学援助認定取消児童生徒通知書により学校長に通知するものとする。

3 第 1 項の規定により入学前就学援助の認定を取り消したときは、就学援助認定取消通知書により受給者に通知するものとする。

(就学援助の認定の遡及取消し)

第 1 4 条 教育委員会は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、就学援助の認定の全部又は一部を遡及して取り消すことができる。

(1) 就学援助の認定に用いる情報に誤りがあったとき。

(2) 就学援助の申請に虚偽又は不正があったとき。

(3) 金銭給付をその本来の目的以外のことに使用したとき。

2 前項の規定により、就学援助の認定を取り消したときは、就学援助取消通知書（遡及取消）により受給者に、就学援助取消児童生徒通知書（遡及取消）により学校長に通知するものとする。

(返還)

第 1 5 条 前 2 条の規定により就学援助を取り消した場合において、既に行った給付

があるときは、当該給付の全部又は一部の返還を命ずることができる。この場合において、学校給食費の現物給付を行った場合は、給付した学校給食に応じた綾瀬市学校給食費の徴収及び管理に関する条例施行規則（令和5年綾瀬市規則第1号）別表第1に規定する額を基に算定した額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により返還を命じた場合における返還の期限は、第13条第2項又は前条第2項の規定による通知の日から2月を経過した日までの間で教育委員会が定める日とする。

3 第1項の規定による返還金は、利息を付さない。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の綾瀬市就学援助要綱に基づく就学援助の申請にかかる準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第3条の規定は平成28

年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の綾瀬市就学援助要綱に基づく就学援助の申請にかかる準備行為は、この要綱の施行の前においても行うことができる。

3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の綾瀬市就学援助要綱に基づく就学援助の申請にかかる準備行為は、この要綱の施行の前においても行うことができる。

3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和元年6月14日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の綾瀬市就学援助要綱に基づく就学援助の申請にかかる準備行為は、この要綱の施行の前においても行うことができる。

3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の要綱に基づく就学援助の申請に係る準備行為は、この要綱の施行の前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(綾瀬市就学援助医療費実施要綱の廃止)

- 2 綾瀬市就学援助医療費実施要綱(平成28年1月1日施行)は、廃止する。

別表（第6条関係）

対象経費		対象者		給付方法	金銭給付の額	
学用品費	学用品費 通常必要とする学用品の購入費（児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要なとされる学用品）	準要保護	全学年	金銭給付	補助基準額	
	通学用品費 通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨がさ、上ばき、帽子等）の購入費	準要保護	第2学年以上		補助基準額	
	新入学児童生徒学用品費等 新入学児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上ばき、帽子等）の購入費	準要保護	第1学年 （1参照）		補助基準額	
	入学準備費 新入学児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上ばき、帽子等）の購入費	準要保護	就学予定者及び小学校第6学年		新入学児童生徒学用品費等の補助基準額 （2参照）	
	校外活動費	宿泊を伴わない校外活動に参加するために通常必要とする交通費及び見学料	準要保護		中学校第3学年を除く全学年	補助基準額
		宿泊を伴う校外活動に参加するため直接必要な交通費及び見学料	準要保護		全学年	実費とする。 ただし補助基準額を上限とする。 また、年間1回を限度とする。
	修学旅行費 修学旅行（小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回に限る。）に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費	要保護及び準要保護	修学旅行実施学年		実費とする。 （3参照）	
	体育実技用具費 体育の授業の実施に必要な体育実技用具で、当該授業を受ける児童生徒全員が個々に用意することとされているものの購入費	準要保護	体育実技用具購入学年		実費とする。 ただし補助基準額を上限とする。	
通学費 片道の通学距離が児童にあつては4km以上、生徒にあつては6km以上の者が、最も経済的な通常の経路及び方法により通学するため利用する交通機関の運賃。ただし、特別支援学級及び学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の障害に該当する児童生徒については通学距離を問わない。	準要保護	全学年	実費とする。 ただし補助基準額を上限とする。			
医療費 学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定める疾病の治療費	要保護及び準要保護	全学年 （4参照）	現物給付	実費とする。		
学校給食費 学校給食費に係る保護者負担経費	準要保護	全学年	金銭給付又は現物給付	実費とする。 （5参照）		

対象経費は、「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱別記1」に定める補助事業にかかる経費とする。この表において「補助基準額」とは、毎年度国が定める要保護児童生徒援助費補助金（学用品費等）予算単価をいう。

- 1 入学準備費又はこれに相当する経費の援助を受けていない者に限る。
- 2 就学予定者においては小学校の予算単価を適用し、小学校第6学年においては中学校の予算単価を適用するものとする。
- 3 小学校においては26,370円、中学校においては65,280円を上限とする。
- 4 綾瀬市が設置する学校に在籍する児童生徒に限る。
- 5 学校給食費は、学校給食を実施している学校のみ対象。なお、綾瀬市学校給食費の徴収及び管理に関する条例施行規則別表第1に規定する額のうち完全給食の月額を上限とする。

就学援助申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市教育委員会

綾瀬市就学援助要綱第7条に基づき、次のとおり申請します。

また、就学援助費の認定審査事務にあたり、綾瀬市教育委員会が世帯状況、税務資料又は他自治体での就学援助受給状況等の確認を行うことについて、同意します。

住 所

申請者
(保護者)

氏 名

電話(自宅)

(携帯)

対象児童・生徒について

児童・生徒の氏名	生年月日	性別	学校	学年
フリガナ 1	年 月 日		小学校 中学校	年
フリガナ 2	年 月 日		小学校 中学校	年
フリガナ 3	年 月 日		小学校 中学校	年
フリガナ 4	年 月 日		小学校 中学校	年

世帯の状況について（上記の児童・生徒以外の家族について記入してください。）

氏名	生年月日	性別	続柄	職業・学校等
1	年 月 日			
2	年 月 日			
3	年 月 日			
4	年 月 日			
5	年 月 日			
6	年 月 日			

住宅について

1. 持家 2. 借家 1(【家賃額】 _____ 円 * 管理費、駐車場代等は除く。)

3. 親族等の持家（住宅費用としての支払い 無 有 1 _____ 円）

1 賃貸借契約書等（賃借人等が確認できる書類）の写しを添付してください。

申請理由について

生活保護受給について

有 ・ 無

*** 裏面も必ず記入してください ***

振込口座について

金融機関名	銀行・農協 信用金庫							店名	支店			種別
												普通
口座番号								店番号				1
フリガナ												
口座名義												

口座番号は、7桁の数字を記入してください。（6桁以下の場合は、右詰めで記入）

第1号様式の2(第7条関係)

就学援助申請書(就学予定者用)

年 月 日

(宛先)綾瀬市教育委員会

綾瀬市就学援助要綱第7条第3項に基づき、次のとおり申請します。

また、就学援助費の認定審査事務にあたり、綾瀬市教育委員会が世帯状況、税務資料又は他自治体での就学援助受給状況等の確認を行うことについて、同意します。

住 所

申請者
(保護者)

氏 名

電話(自宅)

(携帯)

就学予定者について(翌年度小学校就学予定者について記入してください。)

就学予定者の氏名	生年月日	性別	就学予定小学校
フリガナ 1	年 月 日		小学校
フリガナ 2	年 月 日		小学校
フリガナ 3	年 月 日		小学校

世帯の状況について(上記の就学予定者以外の家族について記入してください。)

氏名	生年月日	性別	続柄	職業・学校等
1	年 月 日			
2	年 月 日			
3	年 月 日			
4	年 月 日			
5	年 月 日			
6	年 月 日			
7	年 月 日			

住宅について

1. 持家 2. 借家 1(【家賃額】 _____ 円 * 管理費、駐車場代等は除く。)
 3. 親族等の持家(住宅費用としての支払い 無 有 1 _____ 円)

1 賃貸借契約書等(賃借人等が確認できる書類)の写しを添付してください。

申請理由について

生活保護受給について

有 ・ 無

*** 裏面も必ず記入してください ***

振込口座について

金融機関名	銀行・農協 信用金庫							店名	支店			種別
												普通
口座番号								店番号				1
フリガナ												
口座名義												

口座番号は、7桁の数字を記入してください。（6桁以下の場合は、右詰めで記入）

第2号様式(第10条関係)

就学援助費受給者変更届

年 月 日

(宛先) 綾瀬市教育委員会

保護者氏名

住 所

電 話 番 号 ()

次の児童生徒の就学援助申請に係る事項の変更について届け出ます。

学 校 名 ・ 学 年	学 校 第 学 年
児 童 生 徒 氏 名	
変 更 区 分	住所の変更 氏名の変更 就業 復職 世帯構成の変更(離婚・再婚・その他) 該当する理由に をしてください。 その他(変更理由:)
変 更 日	年 月 日
変 更 内 容 の 説 明	

第3号様式（第12条関係）

就学援助児童生徒異動報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市教育委員会

校長 印

要保護及び準要保護児童生徒に次のとおり異動がありましたので、報告します。

1 異動のあった児童生徒

区 分	学年	児童生徒氏名	保護者氏名	備 考
要 保 護 準要保護				
要 保 護 準要保護				
要 保 護 準要保護				
要 保 護 準要保護				

2 異 動 日 年 月 日

3 異動内容 転校 その他（理由： ）

4 転 出 先

転校の 場 合	転出先 住 所	電話 ()
	転出先 学校名	電話 ()

異動があった場合、事前に教育委員会へ電話連絡の上、当報告書により報告します。